

開示実施手数料

法人文書の種別		開示の実施の方法		開示実施手数料の額
1	文書又は図画(2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。)	ア	閲覧	100枚までごとにつき100円
		イ	撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
		ウ	複写機により用紙に複写したものの交付(エに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円(A2判については40円、A1判については80円)
		エ	複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円(A2判については140円、A1判については180円)
		オ	撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円)に12枚までごとに760円を加えた額
		カ	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2	マイクロフィルム	キ	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
		ア	用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
		イ	専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
3	写真フィルム	ウ	用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円(A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円)
		ア	印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
4	スライド(9の項に該当するものを除く。)	イ	印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円)
		ア	専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
5	録音テープ(9の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	イ	印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,300円)
		ア	専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
		イ	録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円

6	ビデオテープ又はビデオディスク	ア	専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
		イ	ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
7	電磁的記録(5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。)	ア	用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
		イ	専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
		ウ	用紙に出力したものの交付(エに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円
		エ	用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
		オ	光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
		カ	光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
		キ	幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額
		ク	幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき800円(日本産業規格X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833, 15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円)に1ファイルごとに210円を加えた額
		ケ	幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,800円(日本産業規格X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円)に1ファイルごとに210円を加えた額
		コ	幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円(日本産業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについては、それぞれ800円、1,300円又は1,750円)に1ファイルごとに210円を加えた額
		ア	専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円

8	映画フィルム	イ	ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円(16ミリメートル映画フィルムについては13,000円、35ミリメートル映画フィルムについては10,100円)に記録時間10分までごとに2,750円(16ミリメートル映画フィルムについては3,200円、35ミリメートル映画フィルムについては2,650円)を加えた額
9	スライド及び録音テープ(第14条5項に規定する場合におけるものに限る。)	ア	専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
		イ	ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円(スライド20枚を超える場合にあつては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)
備考	1の項ウ若しくはエ、2の項ウ又は7の項ウ若しくはエの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。			